

納期内納税の重要性について

町税には、どの税目にも納期限があり、その納期内に納めていただくのが納税の基本です。理由を問わず、納期内に納付されなかった町税は「滞納」となり、法律に基づき納期限後20日以内に督促状が発送されます。滞納は、努めて納期内に納税している大多数の納税者との公平性を欠く行為ですので、納期内に納税できない事情がある場合は、必ず下記担当へご相談ください。

相談が無いままの滞納は調査および差し押さえの対象となります

本年度の債権調査と 差押件数

■債権の調査	753件
■債権の差押	7件
(令和2年7月末現在)	

問合せ／収納対策担当
(内線1115・1116)



通院交通費を 助成しています

本町では、難病患者および重度心身障がい者等の方々に對して、道内の医療機関（町内を除く）でその疾患の治療を受けるために要した通院交通費を助成しています。令和2年度前期の申請を受け付けますので、希望される方は早めの手続きをお願いします。

■対象者

- ①特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証の交付を受けている方
 - ②重度心身障がい者医療費受給認定者（後期高齢者医療加入者で課税世帯のため受給者証の交付を受けていない方を含む）
 - ③上記の方の介護者1名（通院に自家用車を利用しない場合のみ）
- ※上記①の方は受給者証に記載されている疾患の治療、上記②の方は障害者手帳等に記載されている疾患の治療のために要した交通費が対象です。

■助成対象期間

申請月の1年前から
(例) 令和2年9月に申請…令和元年9月の通院分から助成可能

■助成額

通院距離に応じて算出

■必要書類

- ①申請書
 - ②請求書
 - ③通院証明書
 - ④介護者を必要とする医師の証明書（該当の場合のみ）
- ※特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証の交付を受けている方は、受給者証のコピーも必要です。

■申請期限

9月25日(金)

■申請書類配布・提出先

下記担当または、各支所および各連絡事務所

問合せ／後期高齢者・医療給付担当
(内線1242・1243)

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

10月のくみ取り地区は、中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行です。

くみ取りが必要な方は、**くみ取り月の前月20日**までに、お申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）をご用意ください。



■くみ取り申込先

渡邊清掃株式会社 TEL75-2861
フリーダイヤル 0120-57-9310
※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。
各支所と各連絡事務所でも受け付けできます。

問合せ／町民生活担当 (内線1212・1213)